

- (土) 昭和十年四月二十三日所覺書ニ表示セラレタル既得権確保
- (出) 昭和十年四月七日工場主ト従業員ニ締約セラレタル次ノ條項ノ即時実施及是等既得権確保
  - (イ) 食堂浴場ノ改善
  - (ロ) 工場制服(合服・冬服)外套ノ支給
  - (ハ) 月二回完全ノ休日實施
  - (ニ) 月二回十人一組ニテ慰安會ヲ行フルコト
  - (ホ) 身ノ安良(検査)後無条件ニ雇傭スルコト(年勤少ニ歳首セラルコト)
  - (ヘ) 従業員及職人ニ対スル差別ノ撤廃
  - (ト) 歐打暴行ヲ加ヘサルコト
- (其) 私物等ヲ強奪セラルコト
- (七) 小遣錢ノ倍額(月二回増)
- (六) 寄宿舎 食料・寝具ノ改善
- (光) 従業員ノ兄弟が面會ニ來リ、又兄弟急病場合ニ旅費ハ遣フテハテ歸國セシムルコト
- (平) 従業員ハ全部ノ勞資會ニ入會セシムルコト
- (五) 健康保險証ヲ三重ニ使用セラルコト

勞務第一。三三號

常務理事 昭和十年五月二十四日

警視總監 小栗一雄

事務局長 後藤 藤文 夫殿  
 社會局長 官 殿

坂井發動機製作所労働争議ニ関スル件

(第一報) 解決

發生	解決
使用労働者	
争議参加者	
関係労働組合	

10.5.27  
68

要旨五月十六日午後七時葛飾署ニ於テ勞資會見折衝ノ結果圓滿解決セリ

標記争議ハ所轄葛飾署並ニ争議團本部所在所轄寺島署ノ斡旋ニ依リ五月十六日午後七時葛飾署ニ於テ勞資會見折衝ノ結果別記ノ覺書ノ通り圓滿解決セルカ既報後ノ状況左記ノ通り